政暴法の「職場版」

一斉に『労協』改悪

組合活動を制限 条文までそっくり

会社はいま、団結集会の抑圧禁止や、執行部の入構入門の制限禁止など、いつさいの組合活動を抑圧するファッショ的な攻撃を加えてきている。

ところが、このような攻撃は三池のわれわれを狙っているだけでなく、政暴法の強行と呼応して、さいきん労働協約の改悪、職場における組合活動の制限が多くの企業に出されている。注目されるのはその提案が政暴法と期を一つにしているうえ、内容までがそっくりなことである。しかも特徴的なのはこれらの動きが、個々の資本家がバラバラにやっているのではなく、日経連の基準案にもとづき、いっせいに組合攻撃がなされていることだ。

▽…これらの労働協約改悪の動きの中でも三菱日本重工労連（一万三千人）の労働協約改定要求に対してこの八月に出された会社案は組合活動を全面的に制限するもっともきびしいものだ。これによると会社内での啓宣活動を保障した条項を「組合および組合員は会社内で政治活動を行なわない」とかきかえている。組合員が「総選挙では誰さんに投票しようか」とわさしてもこの協約に反することになる。ことにひどいのは、懲戒解雇の基準に(1)許可なく会社内で集会、放送、演説、文書配布したとき(2)政治的意図にもとづき破壊的言動をしたとき(3)会社の事業についてウソの報道をしたり、信用・名誉を傷つけたときなどがつけ加えられたことだ。これではまるつきり政暴法や公安条例を真似たとしか思えない。事実、会社は「従来からやってきたものを字句にしただけだ」と言い、四年前から主張してきた原則を〝この機会〟に出しただけであるとさえ言っている。

▽…同じような条項は日本鋼管川崎製鉄所にも〝破壊的行為をした場合〟解雇するとして出されている。川鉄ではすでに「会社の信用を傷つけた」とハガチー事件や砂川事件で闘った労働者を解雇さえしている。また松下電器では会社内で松川映画を上映したという理由だけで支部書記長がクビを切られ、共同印刷では就業中の組合活動を理由に三人が懲戒解雇にされている。このほか共同通信、凸版印刷などほとんど各産業に労働協約改悪案が出されている。もし、労働協約にこれらの弾圧条項が明文化されたら、どんなに拡大解釈されて使われるかは、公安条例や道交法で経験ずみである。だから各組合では「組合としてはストをもつても闘う」と決意しているのである。

▽…これら政暴法の労協版はなにも大企業に限ったことではない。共同印刷の子会社、共同製本には昼休み、定時後に〝生ワクチンよこせ〟のビラ一枚配つても解雇という案が出され、わずか二十人の水産経済新聞（東京）では「会社で社用以外に印刷物を配布、掲示してはならない」という提案がなされ、組合はストで反対した。また東京ニュース新聞労組（百二十人）に出された「団交は一回二時間、交渉委員は五人以内」という条項は、国会請願に時間を切つたり、行進に交向をつけたりする警察の態度とウリ二つである。これらの動きについて、われわれは政暴法の強行と一体のものとして闘わねばならない。

▽　△

学力テスト反対で國民に訴える

日教組は学力テスト反対についてつぎのような国民へのアピールをきめた。

わたくしたちの訴え

父母国民のみなさん。

運動会、修学旅行など子どもたちにとつては楽しい行事にあふれた秋をむかえました。しかし、その子どもたちと国民の周囲に暗いきざしが日を追つて濃くなりつつあります。

今開会されている臨時国会には災害予算を少額にしておきながら政暴法をおし出し、国民の声をおしつぶそうとする動きがあり、また子どもたちに一斉学力テストをおしつける問題があります。彼兵の際に学力検査をきびしく行うとともに次々に治安取締の法律をつくつてきた戦前のいまわしい姿が思いおこされます。この時にあたり私たち日本の教師は皆さんに訴えずにはいられません。ご承知のように、十月二十六日には全国いつせいに中学校二、三年生に対して文部省は学力テストを強行しようとしています。

このテストは、子どもたちの学力を真に向上させるために行われるものでないことは、早くから多くの教育学者が指摘しているところです。テストによつて子どもたちの世界に差別を持ち込み、進学組と就職組に区わけし、就職組の子どもたちは不平不満をいわない「労働力」としてのみ育てようという、産業界を牛耳る一部の人びとの意向が、このテストのなかに反映しております。

日常、子どもと直接学びあつている教師にとつて、たつた一日の機械的、弾圧的なテストによつて子どもの将来の生活を差別決定しようとするこの政策に対して、これを黙視することはできません。

明るい未来を自らの力できりひらく、たくましい智慧と力を子どもたち一人ひとりのものにしたいと願い、そのための努力をつづけている教師たちは正しい教育を一部の支配者のためにねじまげようとする、政治的なテストをあくまでも拒否しようとしてたちあがつています。

高校への全員入学、すしづめ学級の解消、教育費をたゞにしていくことなど、教育の向上の発展のために国がやらなければならない問題は山積しています。私たちはこれらの問題の解決に日本の政府が本腰を入れることを強く要求しているのです。

しかし、文部省や一部の教育委員は、法をねじまげ、教師や教育委員の正しい任務をおさえつけて町や村の有力者や警察の力をかりて、力づくでもこのテストを強制的にやろうとしてはじめからかまえてきているのです。

このひどい権力行為は九月二十六日の高校、小学校の抽出学力テストの際に全国各地に発生し、地域の人びとの憤りをかつているところです。

父母のみなさん。

テスト強行の日は目前に迫つています。いま私たちが期待する最大なものは、皆さんが日頃考えているさまざまな教育に対する希望や要求を結びあわせ、私たちとともに、それらの問題も解決するための共同の行動です。

この行動を全国いたるところでわきおこして無暴な政策をおしかえさなければなりません。

暗いきざしが、子どもの世界ばかりでなく、いたるところにでることを、皆さんは日常の生活を通じて感じていることと思います。今年もまた豊作貧乏の秋を迎えたし、物価の値上がりに追いつけぬ低賃金は、都会に住む多くの人びとを苦しめています。所得の倍増や来年の参院選挙などの行動をはじめ、毎日会合して各人の状況報告や諸問題を話合つて助け合つていこうではありませんか。

秋闘第一次行動での松川デモ（日比谷公園で）

抵抗から前進へ

—政暴法をこうとらえる—

本所支部　伊藤　勇

▼政暴法とは何か

「首切るな」「値下げするな」から「職よこせ」「政策をかえろ」と、闘いを広げたわれわれにたいして、このような闘いのすべてを頭から一方的に打ち砕こうとする法律がつくられようとしている。

まさに政暴法（政治的暴力行為防止法案）は、われわれの目と耳と口をふさぎ、労働者が腕を組むことを禁止するための弾圧法律以外の何物でもない。

それは、まず「政治的暴力行為」という言葉をつくりあげ（第四条）、その行為をやつたら

(1) やつた本人を、本人の属する団体のためにする活動を禁止し（第七条）

(2) その団体の活動を制限し、場合によつては、その団体を解散させ（八・九条、十条）

(3) さらに、本人にたいしては、非常に重い懲役刑、又は禁固刑に科するというもので（七条から三十条）

(4) だから、こんなことが起きないように、みんなが協力して、こんなことが起りそうな時は、すぐに一一〇番に急報しなさいと、みんなが警察のスパイになれ（第六条）、というものである。

▼なぜ、支配階級に政暴法が必要なのか

憲法では「日本は軍隊はもちません」といいながら、警察予備隊が昭和二十五年保安隊に転身し、二十九年には陸上自衛隊に三転し、海上、航空自衛隊と合わせて、陸海空の三軍を完備した。完全な軍隊にまで成長しつつある。

自由化政策に基づく合理化攻勢は激しさを増し、首切りと値下げ請負化、臨時工化という手段で搾取を強化し、独占の集中化は急ピッチである。

農業においても、例えば、下関の漁港が独占資本である大洋漁業によつて支配されているように、農民の多くを失業者、半失業者群の中に投げこむという、農業基本法による集中体制がとられている。さらに教育の面でも、戦前のような反動教育方針に引きもどそうとしている。そして、今日、ついに憲法調査会までつくり、「天皇制はどうあるべきか」という命題を第一番目に取り上げ、憲法の改悪をはかろうとしている。

このような中で、独占資本と政府が完全に結びついた国家独占資本のファッショ政治に反対し、憲法を守る運動が高まつてくることは当然である。

だから、独占のあくなき搾取に反対し、政府の独裁に反対する運動を頭からおさえつけるためには敵の側からすれば、どうしても政暴法は絶対欠かすことのできない法律なのである。

▼政暴法のめざす、政治的とは何か

ひと口にいえば、政府の考え方、やり方、すなわち政府のとる政策に反対する運動のすべてである。

九月十九日の四山の谷口さんに対する不当解雇通告は、職場の中での政暴法である。

さらに、団体活動に対する制限、団体の解散などは、事実上、団結する労働者の権利をはく奪するものである。

「制限」とは、デモ行進、集会、機関紙発行を禁止し、その組合の活動スケジュールのすべてを公安調査局長に届け出さねばならぬ、というもので、警察や会社が、組合のストや決起大会をどすべての集会をいつ行なうかを、前もつて知つている、ということになる。また、「団体の解散」とは、われわれを盲目にしてしまうというものである。

▼政暴法による刑罰の中味はどういうものか

例えば現行刑法、暴力行為等処罰法を政暴法とを比較してみれば向けられているのかを、一層明らかにするものである。

▼スパイ活動の義務づけとは何か

いま、第二組合が、われわれの一切の行動を職制に報告し、さらに職制がわれわれを職場の内外監視していることは職場での「スパイ活動」である。

「うみつにものをしやべることもできない」ような状態を必然的につくりあげ、労働者が口を閉じたまま開かず、さらに他人の目を常にのぞきこんで行動する、そんなエゴイストの集まりにしてしまうことも、そのねらいの一つであり事実上基本的人権を奪い去る意図が充満している。

▼政暴法を粉砕する闘いの姿勢

われわれはいま、「差別」を支柱とした会社の職場、地域での分裂攻撃の中で、「差別、合理化」に反対し、職場、地域で組織活動を展開している。

今日、炭労の現状を見、政暴闘争を三池闘争の発展としてとらえるならば、職場の中での「差別」と、職場を握つている「政暴法」を正しく結合させてとらえ、その粉砕のため断固として立ち上らねばならない。

したがつて「政策を変えろ」と要求して行動する政暴闘争は、その第一番目に指摘され、国民的な、家庭の中からの要求として展開される諸物価値上げ反対運動やその集会、デモ、団交、ピケ、機関紙活動、ビラ、国会請願、陳情など、一切の民主的運動、大衆行動も頭からおさえつけるものである。

組織する活動が、完全に抹殺されるということである。労働組合の組織を根本的に破壊するという、重大なねらいをもつている。

職制に抗議するとき、「脅迫」「監禁」「強要」などの言いがかりをつけてくることは、すでにわれわれは経験ずみである。

炭鉱離職者の協議会發足

熊本で三十余名が

熊本県下の炭鉱離職者がこのほど集まつて「炭鉱離職者協議会」をつくり、こんご石炭政策転換闘争に行くことになつた。

十月十七日午後六時から熊本法律専門学校で熊本県在住炭鉱離職者協議会の発会式を行なつた。

この日、発会式は来賓に坂本泰良代議士、田上県評事務局長、酒井県議、横山、野田総評弁護士の各氏を招き、三池離職者十五名をはじめ杵島、山野離職者の三十余名が来賓のあいさつを受け審議に入つたが、まず運動の方向として(1)炭労の石炭政策転換闘争 (2)来年度の参議員選挙にはとくに炭労の推す阿部竹松選対を強力に推進することなど、当面の行動を決定した。

また、こんごは少くとも月一回はお互いに集まつて各人の状況報告や、諸問題について話合うことなどの運営をきめ、このあと懇談にうつり午後十時ごろ閉会した。

なお、協議会ではつぎの役員を選出した。

会長＝西川（三川）、副会長＝千井（四山）、顧問＝坂本代議士、田上県評事務局長

……

総評臨時大会

総評では炭労の政策転換闘争を中心に秋季年末闘争および来年の春闘体制を確立するため、十一月二十一、二十二の両日、東京新宿の厚生年金会館で臨時大会をひらくことになつた。